

Web完結型カーライフローン[多目的] 振込規定

第 1 条 (契約の成立)

本ローン契約（以下「本契約」という）は、釧路信用組合（以下「金融機関」という）が表記借入金額を借主に対し交付したときに成立するものとします。

なお、本条についてはローン契約規定第 1 条を準用しております。

第 2 条 (元利金返済額等の自動支払)

本条についてはローン契約規定第 1 条を準用しております。

1. 据置期間中

据置期間中は利払いのみとします。

2. 据置なし又は据置期間後

- (1) 借主は、元利金の返済のため、毎月の表記返済日（返済日が休日の場合は、その翌営業日とし、以下「返済日」という）までに毎回の元利金返済額（半年毎増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預入しておくものとします。
- (2) 金融機関は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払戻しの上、毎回の元利金返済額の返済にあてます。但し、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済用預金口座からの払戻しは行わないものとします。
- (3) 毎回の元利金返済相当額の預入が各返済日より遅れた場合には、金融機関は元利返済額と損害金の合計額をもって前号と同様の取扱いができるものとします。

第 3 条 (振込規定)

- (1) 購入等資金にかかる代金支払に伴う払込については、借主が別途指定する購入先名義の金融機関または当組合が承認する金融機関の口座あてに借主が別途指定する金額で組合が振込みます。この場合に必要な費用・手続きについては第 2 条を準用します。
- (2) 入金口座なし等の事由により、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、指定口座に入金します。なお、この場合の振込手数料は返却いたしません。また、この場合借主は借主の責任において、窓口で再度正当な口座に振込みます。
- (3) 振込取引が成立した後の取消・訂正・組戻はできません。金融機関がやむを得ないものと認めて訂正・組戻を承諾する場合は、金融機関窓口にて手続きするものとします。また、この場合に必要となった手数料等は借主が支払います。

第 4 条 (補足)

本規定は、当該商品に適用されるものであり、その他商品には適用されません。

以 上